



Title	イギリス初期議会史研究の動向について
Author(s)	山下, 和夫; YAMASHITA, Kazuo
Description	資料
Citation	北大法学論集, 13(1), 190-208
Issue Date	1962-08
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/27809">https://hdl.handle.net/2115/27809</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	13(1)_P190-208.pdf



## イギリス初期議会議史研究の動向について

山下和夫

ここに紹介するのは、ハーミンガム大学歴史学雑誌に掲載されたG・テムプルマンの論文〔The History of Parliament to 1400 in the Light of Modern Research, 1948.〕である。<sup>(1)</sup>これは英国の十三・四世紀の議會、換言すれば形成期の議會に関する、約半世紀にわたる諸研究を概観した論文であり、學説史の典型的な見本である。

発表年代がやや古いにも拘らず、紹介を思い立ったのは次のような理由による。

「國際歴史学委員会」の分科会として「身分議会議史國際委員会」が設置されて以来<sup>(二)</sup>、個別的・実証的研究もまた数多く上梓されてきた。<sup>(三)</sup>がそれら一つ一つが英米における議会議史研究において、いかなる意味と位置とをもつか、戸惑わされることが多い。またわが国においても、中村英勝氏が「イギリス議会議史」<sup>(四)</sup>を公けにされ、その幅広い研究を概説書に結実された。<sup>(五)</sup>このような

状況において初期議會に限ってはあなが、議会議史研究をいわばタテに眺めてみること決して無益ではないであろう。テムプルマンは右の論文の中で中世の議會に関する夥しい文献の中から、主として九人の代表的研究者の見解を取上げ、彼らの初期議會に対する基本的觀念を見事に分析している。そして最近の研究は、これら代表的見解と直接・間接深い関連をもつと見受けられるのである。その意味でテムプルマンによって整理された學説は、イギリス中世議会議史研究の一つの基本形を示しているすぐれた學説史的整理の見本であるだけに、それを紹介することは、今日においても少くない意義があると考えられる。

この論文を紹介するに当り、私は次のような方法をとった。第一に、その論旨においてできるだけ忠実、かつ客観的な紹介となるよう心掛けた。第二に、この論文では註としてあげられている文献名ないし文献箇所は、適宜に取捨選択し、私の紹介本文の中

に割註の形で挿入した。そうすることによって、本稿が、ささやかながら、一種の文献解題ともなることが予想されたからである。第三に、右の紹介本文に、その論旨の展開からみて、重要と思われる箇所、その後の研究の解説も含む若干の註をつけた。それが本稿の註の意味である。

(1) この論文は後に Schuyler, R. H. と Ausubel, H. の編集した論文集 *The Making of English History* (1952) に収録されている。

(2) この点については差当り *Medieval Representation in Theory and Practice in SPECULUM XXIX* (1964) pp. 347 et seq. 参照。

(3) 本書を公刊される前、氏はすでにイギリス議会史の重要な問題についていくつかの論文を発表されている。初期議会に関連するものとしては「十二・三世紀のイギリスにおけるナイトフッド層の筆頭と代議制の起源」(お茶の水女子大学人文科学紀要四、昭28)がある。

(4) 私自身、後述するこれら九人の代表的研究者の中でも、リチャードソン—セイルズの研究の大部分、クラーク、ブラクネットの著書を直接参照することはできなかった。数多くの文献に目を通した外国の研究者の学説史は、われわれに、一種の文献解題の役目も果してくれる、と考えられる。

X X X

さて紹介本文に入る。英国史を繙いた人ならば、このような問題においては、スタッフズから始めるのが妥当である、ということに誰しも異論がないであろう。テムプルマンもまた彼の大著「英国々制史」(とくに第二巻)に現われた初期議会についての基本的観念の分析から、その敘述を始める。

——スタッフズの一二一五年から一四八五年に至る国制史の主要テーマは、議会の歴史であった。議会の発展は国制の進歩の尺度、手段であり、議会はコミュニティの中の各身分が権力と支配とに与る手段、いわば国民的活動 national action の場であった(C. H. II)。従って council, court, the departments of state, monarchy 等は議会との関連においてのみ意味をもつ。初期議会に関する彼の学説の体系は「驚くほど学殖深く、堂々としているが、底は単純である」(テムプルマン)。

一二一五年から一二九五年までの議会についてスタッフズはほぼ次の如く考える。この期間に国民は成長して自らの力を信じるほど十分一体的なものとなり、自由の精神は著しく進展し、制度としての議会が産み出され、はっきりした形を与えられたと(Ibid., II)。もともとこの発展の複雑な、偶然性を彼は認めないのではなく(Ibid., esp.)。たとえばシモン・ド・モンフォールのもとにおける代議政体の観念の成熟については、彼は次のような留

保をつける。「彼が国民に自治を認めるために取った手段は、まさにその時々のあるいは党派の便宜という形を帯びており、もし彼がもっと長い間不可分の権力をもっていたなら、その便宜を發展させるか放棄したであろう」(Ibid., pp. 103-104.)

一二九五年のいわゆる「モデル・パラメント」は、彼によれば、エドワード一世の政策の完成「the consummation of a growing policy」であり、エドワードは、この時、諸身分の集会を媒介として、国民の統治への永久的な参加形式を定めたのである。

この参加形式においてバロン層のほかに、僧侶身分、人民の代表が加えられたのは、彼の政策の二〇年間にわたる慎重な実験の結果であった(Ibid., pp. 236, 306. cf. Ibid., p. 171.)

ついで十四世紀全般についてみれば、それはこの新しい組織の可能性が漸次展開していく長い過程の第一段階、つまり新しいメカニズムの始動期であった。政治的成果は十三世紀よりはるかに劣る。Thomas of Lancaster (ミン・ト・モンフォールの後継者、<sup>二</sup>世治下)や Thomas of Woodstock (エドワード三世の末子、バッキンガム伯、<sup>三</sup>世治下)には救世者の精神 spirit of the deliverer はみられない。総じて十四世紀の人々はシモン等のように確固たる目的をもって王権を制限し得なかった。が、議会の組織と機能と特権は強化された、<sup>四</sup>というのは党派がその中に彼らの論争に便利な場所を

見出したからである。「党派の目的と党派の分裂」こそが十四世紀の議会の成長の活力であった。そして、この世紀にはとくに国民の権利の擁護者としての Commons の勢力の増大——「彼ら」が実際に確保した権利によってではなく、彼らが十分強くかつ賢明になったため要求しかつ評価しうるに至った権利による」増大——の見出されることが注意されねばならない(Ibid., pp. 539. 652-656.)

以上がスタッフズの初期議会に関する見解の大筋である。

しかし現代の研究者は少くとも、十三世紀の議会の歴史の中にすでに近代的な議会制のほぼ全面的な前提を看取してしまふスタッフズの観点、換言すれば、議会の発展を進化としてみる立場には殆んどくみしない。「議会の初期の歴史を中世の言葉で、中世の条件に照して解釈すること」(テムブルマン)に力点がかけられるようになったからである。やがてスタッフズの見解は重大な修正を蒙るに至る。がその変化の源流は、議会史研究のいわば外にあつた。

メイトランド、タウト、ホールツワース、セイルズ等によるキング・オブ・ザ・コモンズ、行政的機能の体系的研究は、ジョンからリチャード二世の廃位までの統治機構についての伝統的観念の変更を余儀なくした。これらの研究によれば、国制の中心を占めているのは議会でなく、国王とその評議会 king and his council

である。この時期に、王権の触角は王国のあらゆる部分に拡がり royal judge, commissioner, clerk, sheriff, coroner, justice of the peace, bailiff 等の国王裁判官、書記、役人が、国王の命令を執行しようとして花々しく活躍する姿が見出される。「じつ」のまにか機能<sup>機能</sup>が機関<sup>機関</sup>をつくった」(Violet) のである。かくて行政史の方からするなら、議会は行政組織の附属物寄生物にすぎなくなる。これはまさに、国制の中で議会に最も大きな比重をおいたスタップズの見解の「ロベリニクスの転回」(テムプルマン)である。

議会史研究内部の変化は、上述の外在的变化と相互に密接な関連をもって行なわれる。初期議会はガヴァメントの行政・司法・路問的活動の中に深く埋れた根をもっているのであるから、議会史から接近すれば行政史の問題に、行政史から接近すれば議会史の問題になじかることになる。例えば Baldwin, J. E. のカウンスルの研究 (*The King's Council in England during the Middle Ages, 1913, esp. pp. 307-44.*)、タワートの Wardrobe の研究が議会史に大きな影響を与え、メイトランドが議会に関心を寄せている中に、その本質がカウンスルあるいはコートとしての機能にあることを発見したように。次にメイトランドの見解に移ろう。彼はもともと議会史について完結的な研究を行なった訳ではない。一三〇五年の議会の記録の編集に当

った際(一八九三年)、その巻頭に附した「緒言」が初期議会史研究に一つのエポックを画するほど大きな影響を与えたことになったのである (Maitland, *Selected Essays* ed. H. D. Hazeltine, G. Lap. Sley & P. H. Winfield, 1936, pp. 13-72; *Historical Essays* ed. H. M. Cam, 1957, pp. 52-96.)

彼はその中で、まず一三〇五年の四旬祭議会が典型的な「王国の三身分」の構成をとったもの「full parliament」であることを述べた後、三月二二日の解散宣言に注目する。それによると、この日、評議会のメモバー及びまだ処理すべき仕事をもっている他の人々を除き、すべての人々(大司教、司教およびその他の高位聖職者、職者、アール、バロン、ナイト、都市市民)は帰郷を許されている。にも拘らず、これら残留した人々によって行なわれている会議が、四月六日においてもなお、full parliament の開会中とみなされている事実をメイトランドは強調する。そして評議会とその機能について詳しく検討した後彼は次のように結論する。

「……国王の評議会の開会がすべての parliamentum の核にして本質であり、ふつう『議会への請願』とよばれている文書は、国王とその評議会に対する請願書であり……議会の記録は評議会——それは、時折、国王の諸身分の協力を伴ったが、しかしそれを伴わないことの方がはるかに多い——によってなされた仕事の記録であり、イギリスにおける最高の法廷は、パ

ロンや高級聖職者の総会ではなく、国王の評議会である……」。 (Selected Essays, p. 70-1. Historical Essays, p. 94)

要するにメイトランドが二三〇五年の議会の記録の分析によって得た帰結は次の二点になる。一、議会においては評議会が圧倒的地位を占める。二、議会の仕事は主として司法的なものである。

(5) これらの人々を指定している原文 (Rotuli Parliamentorum) は次の通りである。"Sauve les Evesques Countes et Barons Justices et autres qui sont du conseil nostre Seigneur le Roy", "Evevesques Evesques et autres Prelatz Countes et Barons Chivalers des Countez citeyens et Burgeys et autres gentz de la commune".

(6) メイトランドによって 'full' と訳されている言葉の原語は 'plenus' であり、これはフランス語の 'plein' から誤訳されたものである。この 'plein' なる語は、当時の用法からすれば、'open' の意味であつて 'full' の意味はもたない。従つてメイトランドが、この語によつて、「王国の三身分」を觀念しているのは誤りであり、議会の仕事は公開のうちに処理されていることを觀念すべきである。cf. Pollard, A. F., 'The Evolution of parliament, 1920, p. 33.

(7) メイトランドのこの論文は、すぐこの後に述べるように初期議会史研究に大きな影響を及ぼした。その意義を今日の研究状

況を十分考慮した上で、論じたものとして Cameron, J. R., Frederick William Maitland and the History of English Law (1961), pp. 26-47. があつる。

彼によれば、メイトランドとスタップスの「基本的相異は強調と解釈の相異であり、議会を構成している要素についての不一致でない」。ただスタップスの見解には当時代の自由主義的な思想の影響が認められるが、メイトランドにはそれがない。またメイトランドのこの論文は、もともと「何らのコメントも綿密な仕上げもない」試論である。然るに彼の後継者によって過剰解釈、強調がなされている、という。たとえば彼はメイトランドがパラメントにおける代表的要素を無視したのではなく、彼によつてそれが argumentum ex silentio の問題であつたと述べている。そしてキヤメロンはこのエッセイから帰結される点を五点にわたつて要約し（その中にはテムブルマンの要約した二点を含む）、ポラードによつて批判された一点（註⑤参照）を除き、他の四点が基本的に正しいものであることを承認しつつも、最近の社会史・経済史・政治史等の研究により、若干の修正——議会の、公的な記録にはない政治的側面の過少評価に対する修正——が必要であることを指摘している。

ところでメイトランドは議会史については深追をしなかつた。

議会史のようないわば政治的要素の多い問題を取扱うには余りにテクニカルな法制史家であつたためであろうか。にも拘らずその

卓越した学風の故にこの分野においても多くのすぐれた後継者を輩出した。その代表的な一人にまず McIlwain, C. H. (The High Parliament and Its Supremacy, 1910.) があげられねばならない。彼は上述したメイ・トランドの二つの帰結の中、とりわけ第二の点を発展させた。彼の関心は立法と裁定 adjudication との間の境界の歴史的検討にあり、それはまたアメリカの統治作用とも密接な関連をもっている。彼によれば合衆国の最高裁判所が立法院の法令の審査にあたる慣行は、イギリスの議會の変態の結果であり、その変態の過程においてイギリスの議會は最高の法廷としてのはじめの性格を大半失い、一方漸次立法、審議機能を獲得していったという (Ibid., pp. 385-7.)。

マクルウエインの初期議會に関する見解は、およそ次の三点に要約できる。一、議會とは偶々機会に応じて評議會の構成の拡大されたものである。二、議會の仕事の大半は「司法的なもの」であり、個々の法廷の裁判官にとっては余りに困難・新奇であることの明かになった事件の処理にあつた (Ibid., pp. 19, 25.)。三、中世的思考方法にとっては、法とは人間の可變的な力を超えた原理に基いている以上、創られるべきものでなく、宣告され、確認され、定義されかつ適用されるべき慣習の総体である。つまり中世の立法とは司法活動の所産ということが出来る (Ibid., pp. 42-100.)。

マクルウエインは、後述する諸研究との対照からも察せられるように、初期議會において curia の要因を強調しすぎたが、メイ・トランドによって口をつけられた流れを拡大する役割をもった Pollard, A. F., Evolution of Parliament (1920) はメイ・トランド・マクルウエインの見解の普及版とみなされるものである。

(8) わが国において、最近、司法権の独立過程という観点からマクルウエインのこの研究を活用されたものに、井上茂「司法権の理論」(有斐閣、昭和36)第二章がある。また上述した三点の中、最後の点について、ドイツ史のいわゆる「精神史」的観点から、深い洞察を行なったものとして、Kern, F., Recht und Verfassung im Mittelalter があることば、ここに記すまでもないであろう。

メイ・トランド・マクルウエインの見解をさらに継承し発展させたのが Richardson, H. G. と Sayers, G. O. の一連の共同研究である。(9) 彼らは「議會は何をなしたか」「議會はいかに機能したか」という問に対して答が得られたときのみ始めて、議會の構成やその中の様々なグループの権力・義務・特権が何であったかを問うことが可能となる、という接近方法を以て出発した (B. I. H. R., VI, pp. 145-6.)。

リチャードソンが著す 'The Origin of Parliament' (T. R. H. series, XI) という論文で共同研究の基礎をおいた。その論旨は、<sup>pp. 151-83</sup> オクスフォード協約成立の年である一二五八年に、イギリスの議会が明確な形をとった、というものである。それ以後は後退や腐敗があるにも拘らず、明確で連続した歴史をもつ独自の制度として発展して行くこととなる (<sup>Ibid.</sup>, 4th series, p. 23)。一二五八年以前の問題としては、なぜ、そしていかんにして、国王の評議会の臨時的な本会議が国王によって支配される、組織的な議会に変わったかが問題となる (<sup>Ibid.</sup>, 4th series, p. 170)。この問題は、弊害、とくに普通の法廷では効果的に処理し得ない、地方行政の失政から生ずる弊害を救済しなければならぬ緊急な必要があった、ということから、大半、説明されるであろう。しかしまた、初期議会の全発展ということからすれば、王権を抑制しようとしたバロンたちの野心もある程度の役割を果たしたことは疑い得ない。

同様の議会の機能は、同時代のフランスにも見出されるものであり、寧ろ起源においてはイギリスの議会は、フランスから借入されたアイデアに負っている面があるかも知れぬ (T. R. H. S. series, XI p. 151)。とにかく、一二七二年までに、議會の中の評議會は、かなり定期的に会合し、判決と討論による苦情救済を主たる任務とすることが確定されたのである。

かくてリチャードソンとセイルズ (以下とR) は、一二七二年から一三七七年まで (いわゆるスリーエドワードの時代) の議會史をみるばあい、それを確立された制度と考えて取扱った。とくにエドワード一世治下の議會は未完成なものでなく「固定され決定された絶対的なもの」 (B. I. H. R. series, p. 133) となり始めたと考えた。そしてこの時期に「パーラメント」において多くのこと——御用金の調達、臣従契約の締結、法律の公布、高等政治の討議——が行なわれていたであろうことを容認しつつも、これらは多く、エドワード三世の治世まで、いわゆる非議會的集會でなされていることから、また逆に、それが、多くの議会の (agenda) (議事録) や (acts) (制定法) 中に発見されないことから、議會本来の予期された仕事であったことを否定する。彼らにとって、この時期の議会の本来の仕事は、最高の正義——裁判を施すこと——にあり、いわゆる議會の特権なるもの (B. I. H. R. series, p. 130-1) の起源も、この法廷としての神聖な性格から説明されなければならないものであった。

彼らの方法は、さらに一連のテクニカルな研究においても貫かれ、実に多彩な成果を産み出した。それらを列記すれば、スリーエドワード時代の議會の一覽表が矛盾なく完成されたことを始めとし、眞の議會 (正規の司法業務をその指原とする) はその他の多くの集會——colloquia, Great Council 等——から区別されるべきであること、

Parliament Rolls のバラバラな配列や断片的性格は、請願の成文化より生じた膨大な事務に関する全体から予測されるべきものであり、議会の初期の記録は、法廷のそれと同じく「残り滓の寄せ集め」であったこと、また議会への請願の源は苦情すなわち 'querela' にあること、十三世紀後半における議会への請願と巡回裁判に出された訴状や大法官、財務長官、議会の外の評議会に宛てられたその他の請願とは密接な関連をもつこと、そして十四世紀において、議会の中の評議会に提出された公益に関する請願書の中に、後に議案や制定法として発展すべき萌芽が含まれていたこと、以上の諸点が明らかたされたことがあげられる。

B. I. H. R.: V pp. 129-54, Ibid., VI pp. 71-81, Ibid.: 129-55, Ibid., pp. 65-82, Ibid.: IX pp. 1-18; selden society, LX pp. xxi-xxiii; Camden Society, 3rd series, IX: L. Q. R. L. pp. 201, 504.

彼の研究の中で、とりわけ重要なのは 'The King's Ministers in Parliament, 1272-1377' という題のもとに発表された一連の論文——これは彼らのこれまでの研究成果の総まとめでもある——で、judge, minister, clerk 等初期議会の恒常的役員の役割の研究の必要を示唆したことである (B. H. R.: XVI pp. 529-377)。エドワード一世の時代においては、議会は殆ど国王に奉仕する judge, clerk 等の役人層 ministerial group によって支配されており、彼らのみが巧みにその法廷に役員を配置し、日常

の膨大な事務を処理し得たのである。 Baron 層やカマンズは、重要でない問題に関し、間歇的に議会に出席したにすぎない。

然るにエドワード二世の治世になって重要な変化の楯口が現われる。オーデナリス (一三〇〇年、Baron たちは委員会により二名の實行は彼らの承認を要することとした (一三〇一)) によって操縦されたいわゆる封建反動が起り、大貴族は、役人層との提携によって、議会内の様々な法廷を支配しようという動きを示す。が、これは失敗した。エドワード三世のもとにおいてこの試みが、一部実現される。議会の主たる目的は司法的なものから政治的なものに変った。役人層はこれまでの優越した地位を奪われ、助手として留まるにすぎず、代って Baron 層、カマンズのメンバーによって役人層の主要な官職が占有されることとなった。同時に私的な請願の数の減少という現象がみられるが、これは、一つは大法官の衡平裁判管轄権が増大したこと、一つは広い意味での政治的問題が議会の仕事の前面に大幅に割り込んできたためである (B. I. H. R.: )。要するにエドワード三世時代の議会は「貴族身分とカマンズの権力の抬頭の影の下で」(B. H. R.: XLVII) 機能しており、いわばイヴァリニューションの過程でなくトランスフォーメーションのそれを経つつあったのである。

以上が R—S の夥しい研究成果の概要である。これでメイトラ

ンドに端を発する、スタッフズに対する新見解は完結をみたこととなる。この見解は、最近十五年間の初期議会史研究において「酵母のような働き」(テムブルマン)をした。がそれを全面的に受入れる学者は殆んどおらず、大部分はまたその時々と同調者でもある、というのが現状である。

(9) 彼らの夥しい研究は、殆ど雑誌論文のかたちで発表された。割註に出でくる雑誌の略語を次に掲げておく。

T. R. H. R. — Transactions of the Royal Historical Society.  
B. I. H. R. — Bulletin of the Institute of Historical Research.

E. H. R. — English Historical Review.

L. Q. R. — Law Quarterly Review.

煩瑣をさけるため、論文名は省略した。

(10) ここに至って議会における司法機能の強調は、最高潮に達する。これに対しては、最近、Edwards, J. G. が鋭い批判を行なっている (Historians and the Medieval English Parliament, 22nd Lecture on the David Murray Foundation in the Univ. of Glasgow, 1955)。

彼の主張は、こうである。この傾向はもともとメイトランドに端を発するが、メイトランドは必ずしもこのことを明言したわけではなかった。このばあい、司法機能というのは、請願に対して法的な救済を与えることを意味しているが、「実際は請

願はいつも『正義—裁判』を求めたのではない……それらの多くは純然たる恩恵を求めたのである」。そしてその主張の根拠として、彼は二つの史料——その一つは一二五八年のオクスフォード協約に含まれており、他はエドワード一世治世の第八年目の Close Roll に含まれている——を引用し、分析する。それらから、パラメントないし国王とそのカウンシルの仕事は王国の大問題(国王の外国の所領等の)や恩恵にかかわる問題であったことが十分推測されるという。

(11) これら役人層の実態を実証的に明らかにした論文としては Cutino, G. P. 'King's Clerk and the Community of the Realm' in SPECULUM XXIX (1954), pp. 395-409 等。この研究におそらく、クマチェンは Calendar of Chancery Warrants の中から、一三五名の国王の書記官を拾い出し(その中、サムネルとして、十七名については土地保有者としての経歴を明らかにしている)、分析して、いくつかの点にわたり、彼らの性格規定を試みている(主としてエドワード一世治下)。

それによると、彼らの姓名は地名に由来している者が多く、それから判断すると、彼らの出自地は、フリー・テナントの多い東部・南部の諸州が過半数を占めているという。また彼ら自身フリーホルダー階層の出身であることが多く、国王の忠実な奉仕者であると同時に、「よき統治における彼らの賭金—利害は、彼らの出身階層のそれと同様大きかった」から、自らの階層のためにもよく奉仕した。また彼らは請願の受理人としても活躍する訳であるが、そのばあい、シファイア・バラから提出さ

れる請願を書式化したり、有利な助言を与えたりするのに大いに力を貸した。またクッティノは彼らが対仏外交問題においても、保争点の整理に貢献したであろうと述べ、その苦い経験(ジョン王以来、大陸における所領を喪失した事情を想起せよ)から、彼らの間に「外人ざらい」が生じ、それが当時の国家意識に大きな刺戟を与えた事実を指摘している(エドワード三世治下における xenophobic nationalism)。最後に彼らの収入と昇進の問題にふれ、俸給を与えられることは極めて少なかったが、知行(司教、修道院長等が就任する際、国王が彼らから徴収する同意料の一部や空席となった聖職者の職がそれにあてられる)は、大部分教会側の負担において、ふんだんに給与されたであろうことを示唆している。

さて、右のクッティノの研究で、とくに興味深いのは、国王の役人たちと自由土地保有者—カマンズとの、利害・感情におけるいわば一体感ともいふべきものの存在の指摘であろう。この辺に下院抬頭の先ぶれを見出すことも不可能ではないように思われる。エドワーツもまた、国王の役人たちの議会に対するきわめて大きな貢献の一つは、彼らが国王にカマンズ召集の意見を注進したことにあると述べている。cf. *Historians and the Medieval English Parliament*, pp. 38-39.

初期議会についての最も新しい、かつ代表的な研究者の見解に立入る前に、この R—S の見解と顕著に対立した二人、Clark,

M. V. と Wilkinson, B. の見解をみておこう。初めミス・クラークの所論から (*Medieval Representation and Consent*, 1936).

彼女は、まず、R—S の初期の議会の記録の研究が「代表と同意との原理に基づいて組織された国民的集会の端緒」や「身分（ステータス）の機能の性格について国王、臣民が何を考えていたか」に関して何も語ってくれない以上、このような重大問題についての知識は、これを別の史料に求めなければならない、という所信から出発する (*Ibid.*, pp. 3, 2)。そこで彼女に取り上げられるのは、

かの有名な *Modus Tenendi Parliamentum* である。この史料は元來歴史家の間でその価値を疑われてきた（ラフスリはこれを「ね火」とよび、ポラードは「ゲルマー」にも拘わらずクラークは、当時の人々の議会思想の解明という点からこの史料を取扱い、代表と同意とに基づいた議会という彼女の見解を裏付ける。

彼女によれば、王国のすべての身分 *order* が、責任を頒ちもっている共通の課題に相協力して当るといふ形で、統治の仕事に参加すべきであることを説いたものこそ *Modus* であり (*Ibid.*, p. 172)。一三二二年以後は事実上そのような事態になったという。彼女はこの年を *Modus* 成立の年として確定するのに腐心したが、その年はまだ *Statute of York* の出された年である。それは *Modus* の説をよく反映しており、逆に *Modus* の意見全体は、この法

令の中に簡潔に表現されていた」のである (Ibid.)。そしてこれらの史料は、中世の議会史にとってきわめて重大であった一三一一——一三二二の政治闘争の成果を、実際に要約したものであった。この抗争は議会に新しい変化を与えた (Ibid.)。すなわちこれまで国王と *magnate* によって独占されてきた政治的機能を *カマンズ* もまた揮うこととなり、ヨーク法の起草者たちは意識的にこの共同責任の原理を謳った。そしてこの原理は一三二二年において初めて明確に達成されたものであるといえ、以前からの議会発展の一貫した帰結であった。エドワード一世の議会自体、彼女によれば、身分議会であり「一体化した社会の公的な集会」 (Ibid.: p.) であって、代表表と同意とに基づいていたのである。

ところでこの同意とは封建社会のあらゆる面に顕著に見出される慣行であるが、それは代表(制)を欠いていた。また代表(制)は国王の統治機構、とくに司法活動において固有なものとなっていたのであるが(註脚参照)、それは同意を含んでいなかった。十三世紀においてこれら二つのものが教会によって結合された。聖職者がまず課税について代表と同意が必要であることを説き、俗人がこれを学んで、*Quod omnes tangit ab omnibus approbetur* の原則を樹立した (Ibid.: pp.)。

以上がクラークの見解である。その前半は結局 *Modus* と *Statute* との解釈とに拠っているが、その何れも厳しい批判を蒙っている<sup>(12)</sup>。またその代表(制)の教会起源説も、厳密な意味では、彼女がバイオニア<sup>(13)</sup>ではない。にも拘わらず、彼女の業績を称えねばならないのは、当時の人々にとっての議会の意義または彼らの意図を直接明らかにしようとし、記録史料を使う人々の陥りがちな「為されたものから意図されたものを演繹する危険」(テムプルマン) に対し、いわば思想史的方法を以て、大胆に提言したからである。

(12) クラークの本書の書評を行なったハスキンスによれば、*Modus* の成立年代を確定しようとして彼女のあげている論拠は、大半、情況証拠的なものであり、また、彼女のいうように *Statute* が「すなわちの *estate* (この用法が曖昧である) の調和ある協働の理想」を表わしているとは、到底、考えられなからう。cf. *Ame. H. R.*, XL, p. 773-4.

*Statute* の問題の箇所の原文は次の通りである。

“mes les chose que seront a estabir pur lestat de noster seigneur le roi et de ses heirs, et pur lestat du roialm (A) et du people, sont tres accordees, establies en parlement par noster seigneur le roi et par lassent des prelatz, countes et barouns et la communante du roialme (B) auxint come

ad este acustum cea enarere”

右の文中の傍線の下箇所が解釈上問題となる。最近、この問題を取扱った *Gaines Post* の整理に従って諸家の見解を列記すると、ラプスリ、ウィルキンソンは A を「ある種の立法を含む王國の重大問題」、B を「ナイト・ベージエスのコミューティ」と解釈、ハスキンス・マクルェイン等は A を「財政問題と課税に關する public welfare」、B を「カマンス」と解釈、ストレーアは A を「public concern」、B を「prelate や マグネートの反復語」、またターゲルやブラクネットによれば、estate なる語は、もともと身分や地位、権力、官職、支配領域等様々な意味をもつが、このばあい、君主の支配領域とガヴァメントをさすのではないかとする。ゲインズ・ポストは以上の諸見解を紹介した後、ローマ法と教会法とのアナロジーから、この解釈問題を再検討し、A を「common welfare of all in the kingdom」、B をカマンスとして、ハスキンス等の見解を継承している。彼は前掲の法文中に、ローマ法学者やカノン法学者によって定式化されていた common good の概念が王權を制限する正当な根拠となっていること、the estate of the realm なる句は近代の「國家」概念を示していること、國王は welfare を目指すコミューティの首長であり、同時に成員でありうることを等と読みとる。要するに最近の研究が、この法令の言明しているいは「國家性」を財政的観点から解釈している点に注意すべきであろう。 Cf. *Gaines Post: The Two Laws and the Statute of York in SPECULUM*, XXIX (1954) pp. 417-32. など

が国におけるこの法令の研究としては、森岡敬一郎「ヨーク条令の一考察」(『史学』二六ノ三四)がある。

(13) 代表制の起源を聖職者の団体に求める説は、Barker E. (*The Dominican Order and Convocation, 1913*) によって開始されたようである。これについては、若干、マクルウエイン (*Medieval Estates in C. M. H. VII, 1932, esp. pp. 670-2*) が批判を行なっている。

ふつう英国においては代表制の起源は、シファイア・ハンドレッド等の共同体を代表して司法業務を遂行する法廷出廷人(法廷の主宰者たるシェリフにその他の慣習(法)を明示するのが主たる任務)や、とくにヘンリ二世の法制改革以来、巡回裁判が徹底されたとき、裁判官の前に召集されて発言したり、記録を提出したりした騎士たち等に求められる。記録上、一二五四年に初めて彼らは議會に召集されたが、それは地方行政における慣行が拡大されたものにすぎない。このような見解に対して、バーカーは以前の代表制を、単なる「情報のための」代表制とし、「活動のための」真の代表制から区別する。後者が聖職者のもとにおいて行なわれた考えや制度の結果だといっているのである。これに対してマクルウエインは、十三世紀及びそれ以前には、両者を区別する史料の根拠がないこと、さらにこの真の代表制を輸入したといわれるドミニコ教団は一二二一年以前にはイングランドに存在しないにも拘らず、一二二三年のジョン王の合状は各州から「四名の思慮ある騎士」を選出すべきことを命じており(實際にこの集會が行なわれたかどうかは、記録

がないため不明)、少なくともも概念としては、宗教団体の伝える以前国家的規模において代表制の存在したことをあげて、パークを批判する。もちろんマクルウエインは、後の代表制の発展に対して職聖者が大きな役割を果たしたことを否定していない。

なおより広汎な立場から教会と代表制の関連を取扱ったものとして Hinze, O. の研究 (H. Z. CXLI S. 229-48, CXLIH S. 1-47) を参照。

しかしまた英国における代表制の問題を、通説の批判をも含めて理論的に取扱ったものとして、Stephenson, C. 「The Beginning of Representative Government in England in Medieval Institutions (selected essays; ed. Lyon, B. 1954), reprinted from the Constitutions Reconsidered, 1938」がある。

この論文の主題は、代表制の概念について一連の区別を行なうことにある。ステューヴンソンは、まず、パークが「真の代表制とは、ある種の人民の名において行動する人々と……その人民との間に、たとえ受託者が人民によって選ばれなくとも利害の一体性や感情・願望における共感があるところの代表制である」(Works III, p. 33, Bohm ed., 1855) という時、そのような代表制からは、われわれ国制史家の扱う「実際の代表制すなわち選出と代表者委任の慣行」を区別すべきことを説く。

第二に、陪審制 system of jury と代議制 system of representative government との区別を説く。前者の本質は、ある人々が他の人々を代表するために選ばれるのではなく、単に審問に対して真実の答をするよう宣誓させられることにあるから

である。そして第三に、議会のはじめの機能と議会におけるカマンズのはじめの機能との区別を説き、カマンズが議会に召集される契機を辿るとき、はじめて先に述べた「実際の代表制」が理解されるという。

彼の結論はこうである。「英国代議制の中核は、独りよめの代弁者側の共感とか、人民の名において判決を宣告する原始的な慣習ではなくて……一方では国王の貨幣欠之により、他方ではそれを満たし得る社会集団の力の成長によってひき起された政治的必要性そのものから産み出されたものであった」。

次に R—S に対立するもう一つの見解、ワイルキンソンのそれに移ろう。  
(Studies in the Constitutional History of the Thirteenth and Fourteenth Century, 1937.)。彼の

あい、まず政治的伝統が問題となる。彼によれば、この伝統は統治における国王と人民との協働という概念に最もよく現われているという。もっともそれは両者の機能の相連を認めた上での協働である。国王は統治かつ支配することがその権利かつ義務であることを万人は認めていた。国王個人の権力は *domestic* から成るカウンシルの助言を受けて行使される。他方 *community, universitas regni* の政治的義務は、カウンシルに対して補充的であるが、それと異っていた。その義務は法の改廃、王国の福祉にかかわる重大問題、または *magna negotia regis et regni* 等と同

意を与えることであり、国王が誤りを犯したとき、彼を匡すのもその義務の中に含まれていた。そしてこのような義務は、実際はマグネートが代表して負担することが多かった。時には（ヘンリ三世時代）<sup>世・エド</sup>権力的野心を燃やしすぎ彼らは背伸びしすぎることもあった。が、それが失敗したということは、王権の篡奪の如きは許せないものとする中世の政治的伝統の強みを示したものに他ならない。

中世の統治機構がよるめくのは、この政治的伝統が不評に陥る十五世紀においてである。この徴候の一つはマグネートによるカウンシル支配及び官僚制的ルーチンの発達による国王個人の権力の漸次的減少であり、他は、'universitas regni' がとくに財政問題において同意の権利と義務を管理権 power of control に変えてしまった時に現われる。

上に述べたところからもほぼ察せられるように、ウィルキンスはパラメントとカウンシルとは夫々別個の制度であると考ええる。後者は前者にその場所をもっているが、しかし前者は後者の拡大された集会ではない。議会はあくまで、国家の重大問題を論ずる際、国王と pontius との協働を達成するための手段なのである。もちろん彼は司法的機能の比重の大きかったことを否定するわけではない。強く否定しようとしたことは、上述の議会の第

一義的機能が司法的活動によって凌駕されたとか曖昧にされたとかいう見解なのである。

このようなウィルキンスの見解が、R—S、マクルウエインひいてはメイトランドの見解に反するものであることは明かである。事実彼は一三〇五年の四旬祭議会の解散宣言を再検討し（Ibid.: pp. 7-12）、メイトランドを批判する。彼にあっては残留させられている人々が評議会のメンバー以外にもあったことが、<sup>（メイトランドの紹介部分参照）</sup> Parliament とよばれる所以なのである。さらに彼は十三、四世紀のカウンシルの機能を詳しく分析し、通常考えられているほど強力な権能をそれをもっていなかったことを示す（Ibid.: pp. 108-74）。すなわちカウンシルの仕事は行動することにあるのでなく助言することにあつた。

それ故、エドワード一世の晩年のように、実際カウンシルが強力な権力を揮っている事態に直面すると、彼は次のような説明をせざるを得ない。それは例外的事態である、国王は対外戦争に忙しく、カウンシルは、一時的にその通常の仕事を奪われ、国王の地位を代行し、彼の権力を行使したのである、と。だが史料上この点は次のように論ずることも可能である。こうした例外的状況において、カウンシルは、単に、正規には、国王がその執行力を借りて行使する通常の権力を行使しつづつあつたにすぎない、と

(テムブルマン)。また一三〇五年の解散宣言の再解釈も、ラプスリによって過剰解釈であると批判をされている (E. H. R.)。このような点に彼の理論 (パーラメントとカウンシルとの分離) を全面的に受入れがたい理由がある。けれども初期議会の政治的側面に光をあてた彼の議論は、次に紹介する最も新しい、代表的な研究者の展開からみて、頗る重要性をもつといわねばならぬ。

Powicke, F. M. (King Henry III and the Lord Edward III, 1947 esp. pp. 290-342) と Plucknett, T. F. T. (Parliament in the English Government at Work 1327-1336. Vol. I, pp. 82-128.) もまた

パーラメントはカウンシルの周りに成長してきたと考える点でメイトランドの弟子である、が両者の R—S と決定的に異なる点は、彼らは、エドワード一世即位当時の議會を確立された制度と見なさず、十三世紀の議會を、形式も機能も未分化な形成期と考えようとしているようにみえる点である。ブラクネットによれば、議會の権能や構成が明白となるのは、百年戦争の前半であるという (Ibid., p.)。

ポークの見解——それは主としてヘンリ三世の治世の後半に限られている——に入ろう (Ibid., pp.)。彼によると、この時期の中央政府は二つの仕掛けを頻繁かつより体系的に利用しているのがみられるという。その一つは、主要な司法問題を開廷

期間の早い時期——その時は、裁判官、財務裁判所裁判官、評議会の常任メンバー等が協力して活動できる——に留保しておくという慣行で、これには、時折パーラメントという名称が与えられ、マグネットも出席することが望ましいと考えられるようになった。もう一つの仕掛けとは、遙かに古くからあったものだが、王国の問題に関し、国王と討議すべくマグネットを召集するという慣行で、これにもまたパーラメントという名称が冠せられた。

これは必ずしも前者とは一致しないことが多かった。がこのことは、二種類のパーラメントが、あったことを意味するものではなく、「一方は国王と彼の役人に他方はマグネットたちにパーラメントの価値を意識させた条件の間に差のあった」(Ibid., p.) ことを意味する。エドワード一世の時代が重要なのは、これら二つの点からみたパーラメントの間に時と処において完全な一致が存するからである。

ポークにとっては、当時の人々が議會に集ったのはあくまで「便利だからそうしているのであって」(Ibid., p.)。エドワード一世治下においてもなお、議會の仕事には裁判政治財政等の問題が混在しており、そのメンバーは何か明確な予定定められた方針に従って出席したのではなかったのである。

ブラクネットの見解に移ろう。彼の研究対象は主としてエドワ

ード三世の治世の最初の十年間に限定されている。彼によれば「一二三七年にはパーラメントを他の集会から分かつ明瞭で特殊な區別はまだ形成されなかった」(Ibid., p. 85.) この点彼は「Parliamentum」という言葉が公用土すに特殊な意味をもっていたとするR—Sの批判者である。がやがてそうなるべき多くの徴候は見出されるという。

その一つとしてカマンズの拾頭があげられる。一二五八—一三〇〇までは九回に一度の割合でしか議會に出席していなかったカマンズが、この時期には、約半数の議會に含まれるようになる。

また下級聖職者の代表は、カマンズの主体たる騎士・都市民との關係を断ち始めつつあった。また聖俗の個々の貴族は、エドワード一世治下のばあいよりも、益々定期的かつ一貫性を以て召集されるようになる。これはエドワード二世治下における変化として特に注目すべきことである。国王と共に永久的に議會に座席をもつ貴族身分 Peerage, peer of the land の觀念が確立されたのはまさに彼の治下におつたから (T. R. H. S. 4th series, p. XXXIII, pp. 25-6.)

機能についてはどうか。「議會の機能については、この時まで、この國の全般的な政治・行政的監督について、立法的側面がその最も特徴的かつ重要な活動分野となり、議會制定法が「法的憲法的生活の中心に確固たる地位を占めた」(Ibid., p. 117.) 同時に前世

紀まで優位を占めていた司法的機能は漸次後退し、エドワード三世治世初期のパーラメントは名目上司法制度の冠 crown of the judicial edifice であつたにすぎない。裁判上の問題については、カウンシルの機能がまだ十分強く、實質的にその処理に當つたため、パーラメントは、これにのみ留保されている一種の最高司法権を行使する機会を失つていったからである。

かくてパーラメントは、構成、機能において、新しい明確な形を取り始めつつあった。

以上で九人の代表的見解の紹介を終る。がこの後テムブルマンは、初期議會の問題としては、なおカマンズの歴史の問題が残るとして、数多くの研究に註を附し、それらの見解を略述している。彼によれば、今日、初期議會史との関連で、カマンズが問題にされるのは、次のような視角からである。彼らはいかにして議會に關係するに至り(①)、いかにしてその地位を確保し、權威を拡大しようとしたか(②)。

ここでは簡単に述べるところである。

①については、Riess, L. 以来の見解がある (Der Ursprung Unterhauses in H. Z.)。これは州、都市の代表が、彼らを送つた人々の問題を評議會の国王の前に提出すべく議會に赴き、逆に

彼らが帰郷する際に、国王の命令をそれらの人々に持ち帰った。つまり請願者として来たというもので、メイトランドによつて「層明確に主張されたものである。これに対して、すでに Hallam, Pasquet 等によつて指摘されている国王資格要求説がある。比較的新しいところでは、ハスキンスはエドワード一世時代を通じて次のようである。「代表としての資格においても個人の資格においてもナイトやバリーニスは議会に請願を提出することが少なかった」。彼らはもともと財政上の目的のため国王が召集したのである。」(The Petitions of Representatives in the Parliaments of Edward I in E. H. R. LIII pp. 1-20.)

この見解は彼の後継者であるマシュー・サンズ等によつて更に詳細に展開された。(Taxation and Representation in the Middle Ages in Anniversary Essays in medieval History by Students.)

先に掲げた問題の中、(b)に入る。

Edwards, J. G.によれば、カマンズが定期的に議会に現われ出す「一三三八年までは、代表者は彼らを送った人々から plena potestas」を授けられて来ており、「この『全権』は代表者の法的属性として確立され、国王自身のコートでの法律の議論の根拠を(代表者の)助言に与えるという意味をもつと解されるほどまでになった」。かくてそれ以後カマンズは、少なくとも財政問題におおつて自己主張を著しく強化して行く。(Taxation and Consent in the Court of Com-

mon Pleas, 1338 in E. H. R., LVII pp. 473-82.)

しかしそれ以外の点、たとえば請願については、Rayner, D. は、カマンズのそれが特別のウエイトをおかれることなく「無差別に他の『全く普通の請願』と一諸に混入されていた」と述べている。(The Forms and machinery of the "commune Petitions" in the Fourteenth Century in E. H. R., LVI p. 569.)

またリチャード二世時代のカマンズの政治的行動に着目したリチャードソンは、彼らが国王やマグネットに対し、「盲従的といえるほど従属的であったことを指摘している。(The Commons and medieval Politics in T. R. H. S., 4th series, p. 29.)

その中で興味深いのは Cam, H. M. の引用されている当時代の史料(一三九九—一四〇〇の議会における同僚)である。それによれば、彼らは「位取りはあるが、それ自身は何の意味ももたぬ算術上の零のように」坐っていたか、贈收賄を事とするか、阿諛追従に憂身をやつすか……等々であったという(Liberties and Communities of medieval England, 1945, pp. 230-31.)

「擬似封建制」の下で、カマンズがマグネットのいわば保護関係下に入ること甚しいことを十分に認めつつ McFarlane は次のようにいう。「政治は株式組織の企業である。権力は少数者の手に集中されることはなかった。それは富、縁故関係、政治能力に依つて、様々な度合で、夫々国王、マグネット、カマンズの間で分配された。」(Parliament and "Bastard Feudalism" in T. R. H. S., 4th series, XXVI p. 73.)

最後に、カマンズ側では議会に赴くことをどう考えていたか、という問題があるが、この点については、不承々々の気運が漲っていたことを示す一般的な証拠はない、というのが注意深い諸研究の示すところである。

(14) この点、すなわち人々をして議会に赴かしめたモーティヴをめぐる問題については、近代の議会史研究者、例えば Namier, J. や Neale, J. 等が当時の人々の書簡や日誌等を駆使して、きわめてプリリアントに面き出しているところであるが、中世には、近代のばあいのように、豊富な史料はない。アナロジイは可能であろうか。

中世のばあいといえども、このモーティヴは強列であったことが推測される。例えばエドワード一世はいう。当時、鉄道のなかった事情を考えよ、人々は馬で行った、彼らは寒さと疲労のため、馬上で睡りこけていたろう、寒さ——議会は秋か冬に開かれることが多かった、一二九〇年から約百年間のうち、三月と九月に開かれた議会は四〇ほどであるのに、十月と二月のそれはほぼ七〇に達する、「議会に行くことは代表者自身にとって、彼らの費用を支払う選出区の人々にとっても、理解し得ないことではなかった」と。Cf. Edwards, J. G. *Historians and the Medieval English Parliament*, pp. 39-40.

代表者の目あては何であったか。請願か、国王・貴族の恩恵庇護か、栄誉か、贈収賄か——。

以上で私の紹介は全部終る。このような大まかな諸研究の回顧によっても、問題の多岐にわたっていることを痛感させられ、個別的な点については、そのつど、若干私流の註を附してきた。ここに結びの言葉をつけ加えんとすれば、初期議会をめぐる諸研究は、結局、その本質は何であったか、換言すれば、諸身分の集会であったか、或いは国王の役人の集会であったか、という問題を中心として行なわれてきたといつてよいであろう。そして学説史の現段階の示すところでは、その間に対する答は、決して二者択一的なものではない。

ここで想起されるのは、ドイツ史のいわゆる „Personenverbandstaat“ と „Institutioneller“ „Flächenstaat“ という概念である。この概念は発展段階の図式を示すようなものではない。O. プルンナーの用法に従えば、両概念は、「単に互に解消し合う國家類型であるばかりでなく、永続的に並存、対立、協働して作用し、相互に影響し合う……組織形式である」。英国の初期議会をそのようなものとして捉えることは不可能であろうか。もとよりそれらの概念が内包する「身分」「領域制」「官僚制」等の内容の彼我のバイアスについては、より徹視的検討を必要とするにしても、例えば英国の役人層は、その出自をカマンズとは

料

は同じくし、感情・利害において彼らを強く代弁していたという特色が指摘されるように(註クツティノの論文の紹介参照)。

資

そのことはともかく、テムプルマンの整理した学説の動向から英国初期議会の歴史は、身分制の要素と「役人制」的要素、或いはパースナルな要因と制度的な要因との並存、対立、協働のダイナミックスとして捉えうる可能性のあることが伺えるのである。

さらにもう一言加えるとすれば、それは初期議会の政治的側面の解明、或いはスタッフズの提出した観点の再評価という点についてであろう。もとよりメイトランドに端を発する諸研究の成果とくに初期議会におけるカウンシルの機能の解明を経てきている今日、彼の見解がそのまま復活することはあり得ない。にも拘わらず、初期議会における政治的側面の把握やマグネット・カマンズの動きの究明・その評価について、彼の見解の中に含まれていた観点に従って再検討が行なわれていることも事実のように思われる。とくに私は、彼がその驚くほど深い学殖の故にふともらした点、すなわちシモン・ド・モンフォールの議会や十四世紀の議会の背後に著しい党派的性格を看取している点に深い興味をもつ。「党派の分裂と党派の目的」が議会の展開の原動力となったのは中世に限られるものでなく、その後も久しく英国議会史の一面にみられる現実である。しかしまた、そのような状況の中から、な

ぜ、王国のすべての身分による共同の統治というような議会の理念が生れてくるのか。中世に限っていえば、このような問題の解明のためには、オクスフォード協約成立までの経過やオーアナーズの内乱等の政治史の徹底的な分析が、大きな貢献をなすと考えられるのである。

(5) Brunner, O., — 'Die Freiheitsrechte in der altsächsischen Gesellschaft' (Festschr. 2. 70 Geburtstag von Th. Mayer, Bd. I, 1954, S. 293 ff.) S. 294-5. (一九六二'四'一)